

## 地方会（等）組織の認定に関する内規

### （内規の目的）

第1条 この内規は、有限責任中間法人日本総合病院精神医学会（以下「本会」という）が定款第11章各条の規定により設立する地方会に準じた組織として、既存の学術団体を認定する際に必要な事項を定めるものである。

### （定義）

第2条 この内規において、「地方会（等）組織」とは、定款第11章の規定により本会が下部組織として設立する地方会が、全国の各圏域を網羅することが可能となるまでの当分の間、地域における総合病院精神医学の普及、地方の会員の生涯教育の機会保障、及び地域政策的貢献をはかることを目的に、既存の学術集会・学術団体を、地方会に準じた組織として認定したものをいう。

### （地方会（等）組織の認定）

第3条 本会は、地方において、定款第2条の目的を達成するため総合病院精神医学に関連した学術活動を地域において行う団体を、当該団体の申請に基づき、地方会（等）組織として認定することができる。

2 認定の期間は決定があった日から1カ年とし、特段の措置を講じない限り自動的に更新する。

### （事務の所掌）

第4条 認定にかかる事務（申請受理、調査及び審査）は地方会委員会が行う。

### （認定の方法）

第5条 地方会（等）組織の認定は、地方会委員会で審査したのち、定款第44条の規定に基づき、理事会で議決し、評議員会で承認することにより決定される。

2 理事長は、前項の決定があったときには、その旨を当該団体の代表者に文書で通知するとともに、本会の機関誌に掲載し、会員に周知するものとする。

3 認定の申請は必要書類を添えて文書で行うものとする。

4 様式その他申請に当たり必要な事項は地方会委員会が定める。

### （認定の要件）

第6条 地方会（等）組織の認定を受けることができる学術団体は、次の各号の要件を満たすものとする。

（1）当該団体の目的は定款第2条の目的を達成するためのものであること。

（2）当該団体の活動は原則として都道府県単位又はそれ以上の圏域を単位とするものであること。

（3）他の団体の支部や下部組織又はそれに準じた組織ではないこと。

(4) 当該団体の構成員は原則として本会の会員であること。本会の会員以外を構成員とする場合は、会員になりうる資格を有する者に限り、かつ構成員の1/4を超えないこと。

(5) 当該団体の構成は、大学医局の同門又はその出身者等に特定するなど資格を限定せず、参加が開かれたものであること。

(6) 当該団体の運営にかかる規則又は規約が公表され、それに基づき活動していること。

(7) 当該団体の代表者及び事務局（又は連絡先）を置くこと。代表者は本会の会員であること。

(8) 年1回以上の総会及び学術集会が開催されていること。

(9) 当該団体の行う学術集会は、総合病院精神医学に関連した講演又は研修等を行うものであって、申請時までには2回以上の学術集会の開催実績があること。

(10) 団体の運営経費は、構成員から徴収する会費をもってこれに充てること。営利企業等他の団体の援助（共催、協賛、補助を含む）を受けるときは、1つの団体のみからの援助を受けるものではないこと。

(11) 会計報告及び会計監査が適切に行われ、記録を保管するなど経理の透明性が確保されていること。

2 理事会が特別の必要性があると認めた場合には、前項各号の要件に関わらず、認定することができる。

（認定の効果）

第7条 地方会（等）組織に認定された学術団体は、法人としての本会の支部の機能を持たない。

2 地方会（等）組織が主催する学術集会の参加者のうち、本会の会員である者は、評議員選出基準のポイント及び専門医の更新ポイントが付与される。

3 付与されるポイントは別に定める。

（報告等）

第8条 地方会（等）組織は、その総会及び学術集会の記録を整備し、毎年理事長に報告するものとする。学術集会については、その抄録を本会の機関誌に掲載するものとする。

2 理事長は、必要と認めるときは、地方会（等）組織の運営に関し、その代表者に報告を求めることができる。

（勧告等）

第9条 本会の理事長は地方会（等）組織の運営に関して勧告・助言をすることができる。

2 地方会（等）組織の代表者は本会の理事長の勧告等を尊重するものとする。

（圏域の改編等）

第10条 理事長は本会の運営上特に必要があると認めるときは、地方会（等）組織の圏域の改編又は統合もしくは本会の下部組織としての地方会への移行を勧告することがある。

（認定の取り消し等）

第11条 理事長は地方会（等）組織が第6条又は第8条もしくは第9条に適合しないと認めるときは、是正を勧告するものとする。

2 前項の是正の勧告に関わらず是正されない場合は、理事長は、理事会の議決及び評議員会の承認を得て、当該認定を取り消し、又は、認定を更新しないことができる。

（その他の事項）

第12条 定款及び本内規に規定されない事項については、地方会委員会で検討・審議し、理事会が決する。

（改正）

第13条 本内規の改正は地方会委員会の審議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則

（施行期日）

第1条 本内規は平成19年10月1日より施行する。